【令和６年度】

諮問第１号　横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）

横須賀都市計画生産緑地地区の変更について

令和 6 年 10 月 8 日

1　生産緑地地区とは

- 生産緑地とは、市街化区域内の農地を計画的に保全することにより、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成することを目的として、地権者の同意を得て、都市計画に定めることができる地域です。
- 生産緑地地区に指定されると、30 年間、農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用ができませんが、固定資産税等の軽減措置や相続税の納税猶予措置を受けることができます。
- 本市は平成 4 年に 167 か所（23.1ha）指定し、平成 17 年の 177 か所（26.3ha）をピークに減少傾向にあります。

2　変更理由概要

- 箇所番号 **24,104,128** は、指定年度より 30 年経過し、買取申出後、行為制限の解除を行ったため廃止を行うものです。
- 箇所番号 **129** は、一部区域が公共施設等の敷地の用に供されたことにより、縮小を行うものです。

箇所番号	地区名	変更詳細	変更前→変更後	面積増減
24	小矢部３丁目	廃止	1,330 ㎡⇒０㎡	△1,330 ㎡
104	長井２丁目	廃止	530 ㎡⇒0 ㎡	△530 ㎡
128	太田和５丁目	廃止	2,040 ㎡⇒0 ㎡	△2,040 ㎡
129	荻野	縮小	2,860 ㎡⇒2,830 ㎡	△30 ㎡
合計				**△3,930 ㎡**

注；面積は登記簿面積合計の１の位を四捨五入

3　総括図（変更箇所位置図）

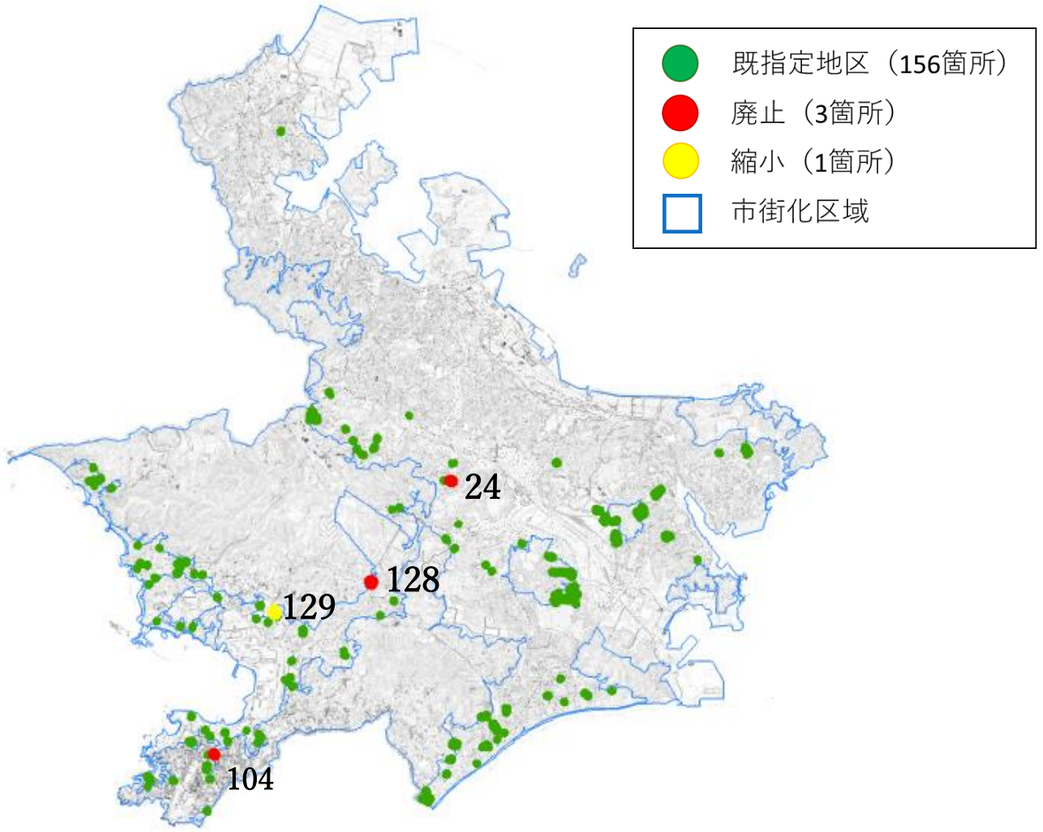

4　新旧対照表

新旧の別	面　　積	箇　所　数
新	約　２３．４ha	１５６
旧	約　２３．８ha	１５９
増　減	約　△０．４ ha	△３

図中凡例：黄色は廃止区域

5 廃止箇所の詳細

【箇所番号 24　小矢部３丁目】

【箇所番号 104　長井２丁目】

【箇所番号 128　太田和５丁目】

計画図

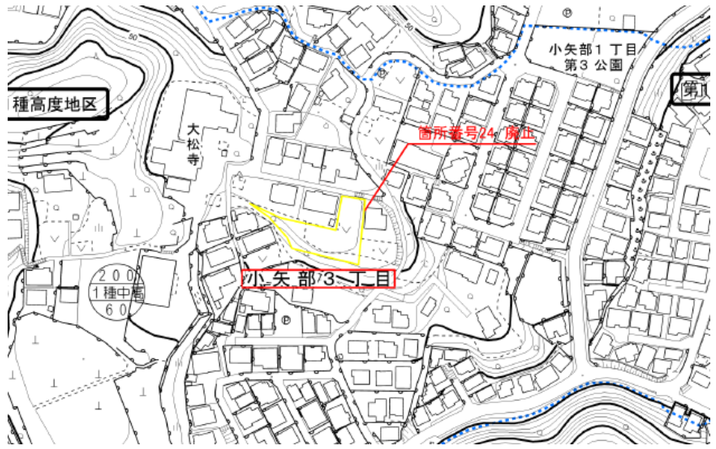

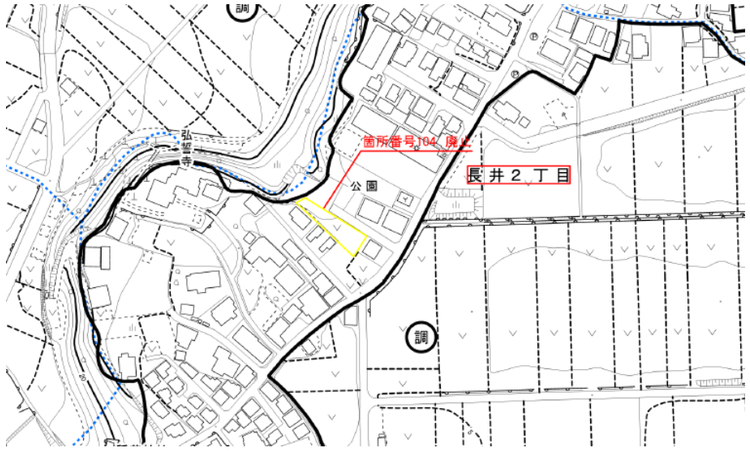

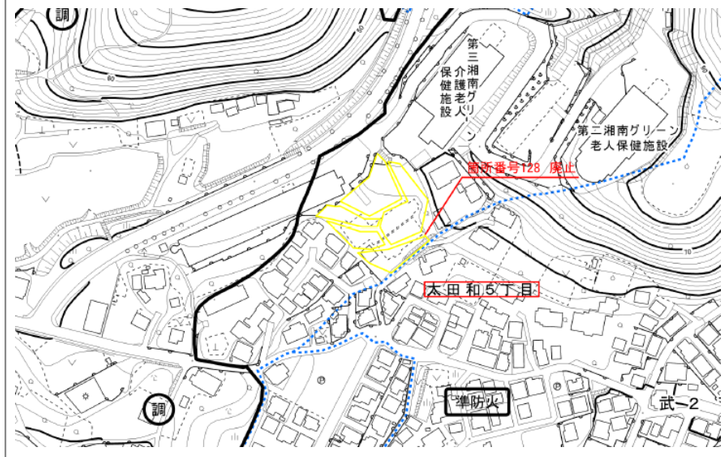

航空写真

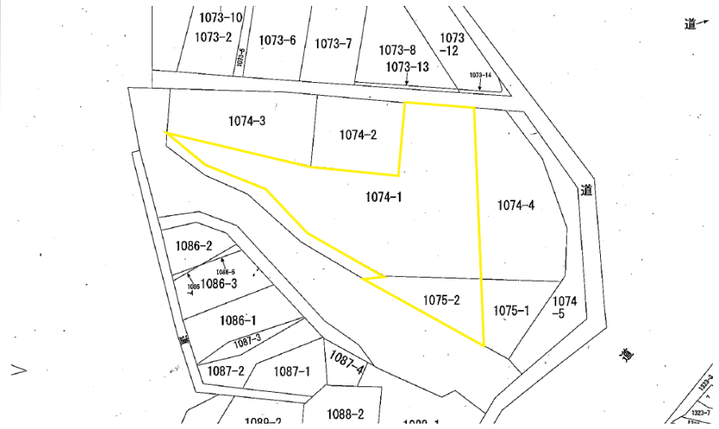

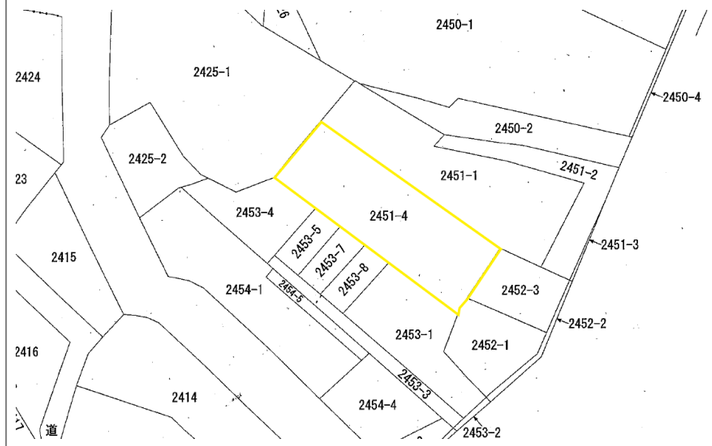

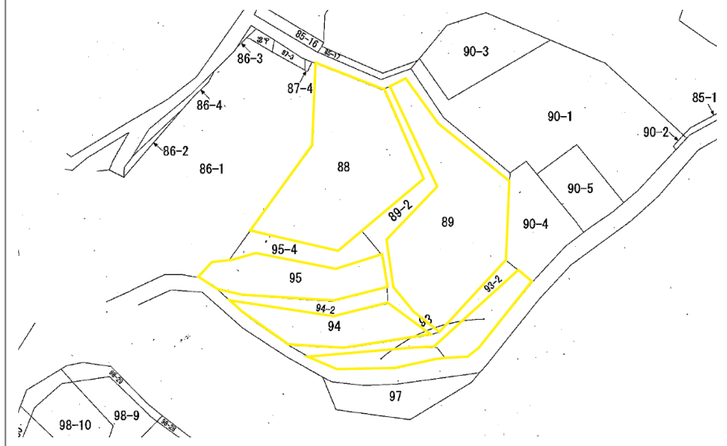

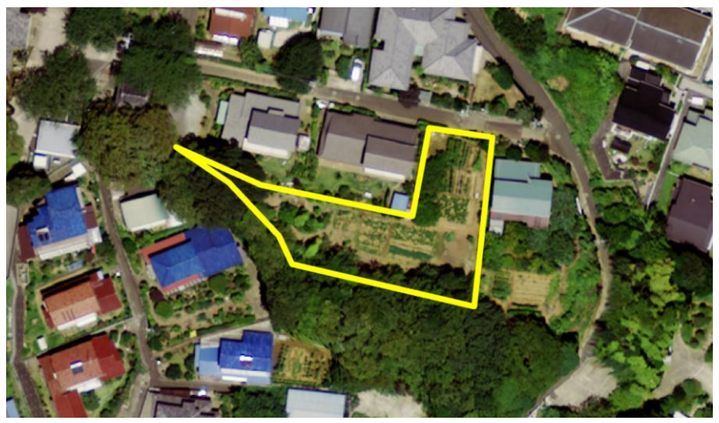

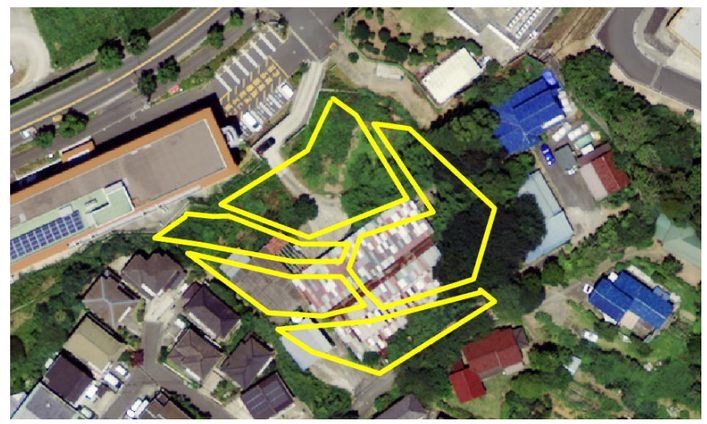

図中凡例：黄色は縮小前区域、赤色は縮小後区域

6 縮小箇所の詳細

【箇所番号 129　荻野】

計画図

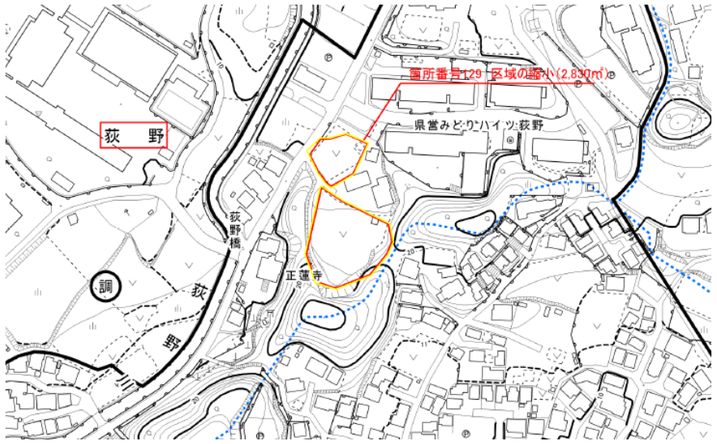

公図

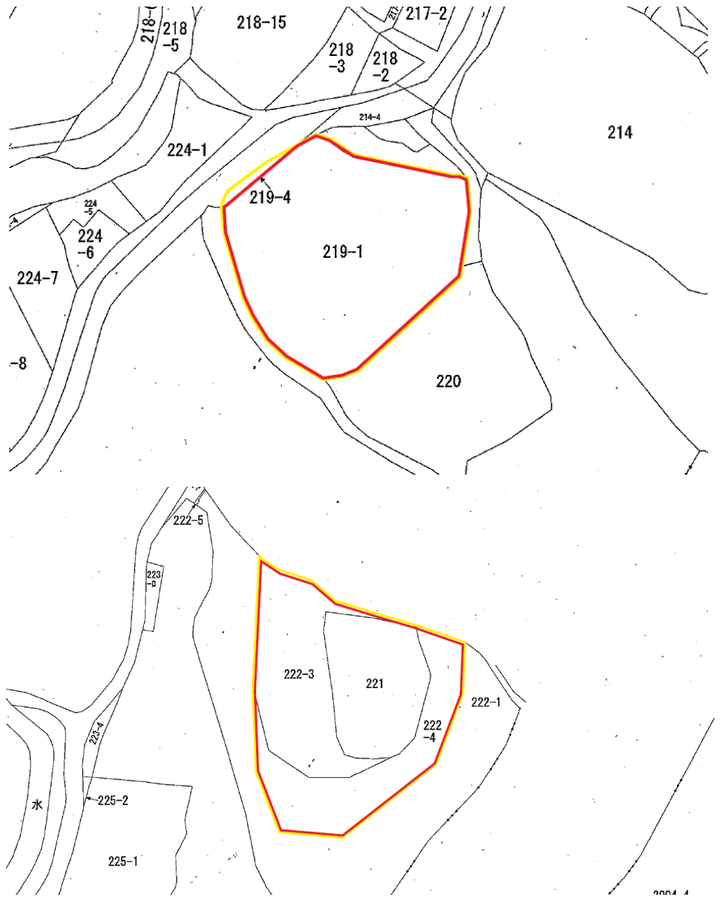

分筆変遷

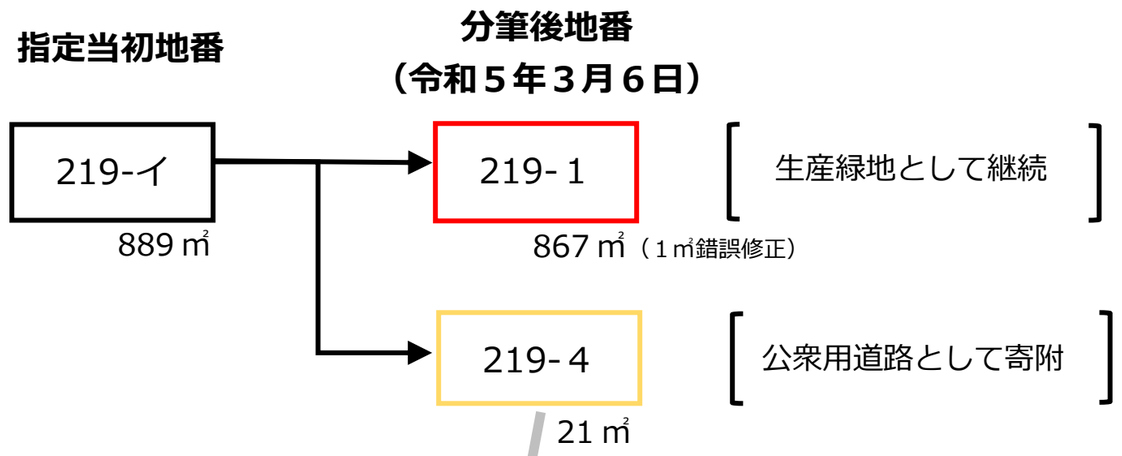

航空写真

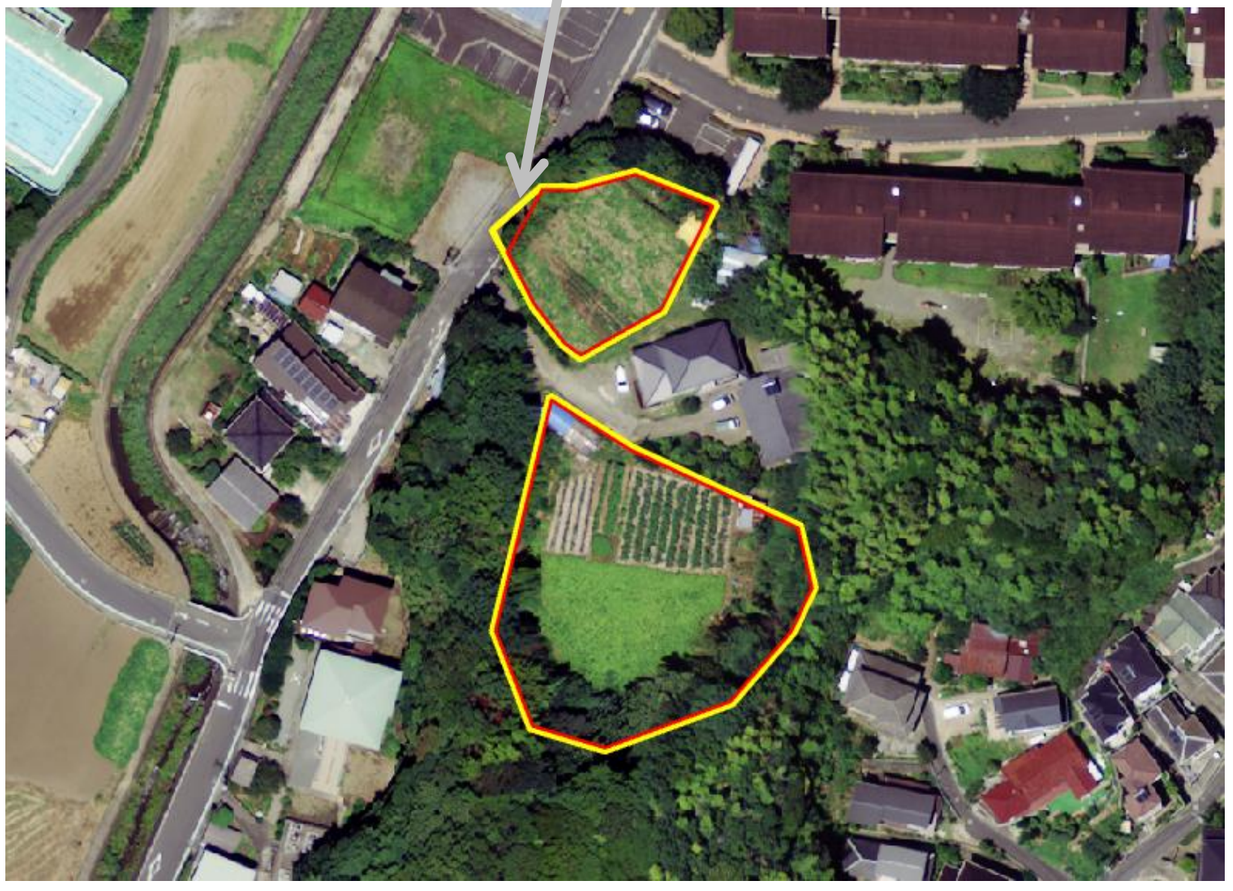

【令和６年度】

諮問第２号　生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定（案）

生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について

令和６年 10 月８日

1　特定生産緑地とは

● 特定生産緑地とは、指定から 30 年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取の申出が可能となる期日を 10 年延長した生産緑地です。

● 特定生産緑地に移行されると
①固定資産税・都市計画税が農地並み課税。
②相続税の納税猶予制度の適用が可能。
③農地として適正な管理・保全義務
④建築や宅地造成は基本的に不可。

● 指定条件は
①農地等として適正に管理していること
②農地等の権利者全員の同意があること
③都市計画審議会の意見を聴くこと

2　概要

● 生産緑地地区は現在にいたるまでの間、市農政部署で営農状況の確認を行い、当該生産緑地は耕作が継続されています。（指定条件①）

● 平成７年度に指定を行った生産緑地地区 4 箇所について、令和６年度に地権者に意見聴取を行ったところ、３箇所特定生産緑地に指定する申請の提出がありました。（指定条件②）

● 特定生産緑地に移行するためには、生産緑地法第 10 条の２第３項の規定により都市計画審議会の意見を聴き指定を行います。（指定条件③）

3　移行状況

● 生産緑地の指定箇所数は全体で 159 箇所。

● 令和６年度までに特定生産緑地に移行申請済みのものは 140 箇所。移行しなかったものは４箇所。申出基準日前のものが 15 箇所。

<現存一覧表>

指定年度	生産緑地			特定生産緑地		
	現存箇所数	指定箇所の拡充	全体面積(㎡)	特定生産緑地に移行	特定生産緑地に移行しない※1	特定生産緑地に移行した面積(㎡)
H４	138	—	188,990	134	4	182,280
H５	3	（2）	4,790	3	0	3,710
H６	3	（1）	3,390	3	（1）	2,740
H７	3	（1）	4,110	2（1）	1	2,470
H12	8	（4）	24,610	（R12 移行予定）		
H17	4	（1）	12,400	（R17 移行予定）		
計	159	—	238,290	—		

※１：既に廃止した箇所は含みません。
※２：表の（　）内は拡充した箇所です。

4　移行状況円グラフ

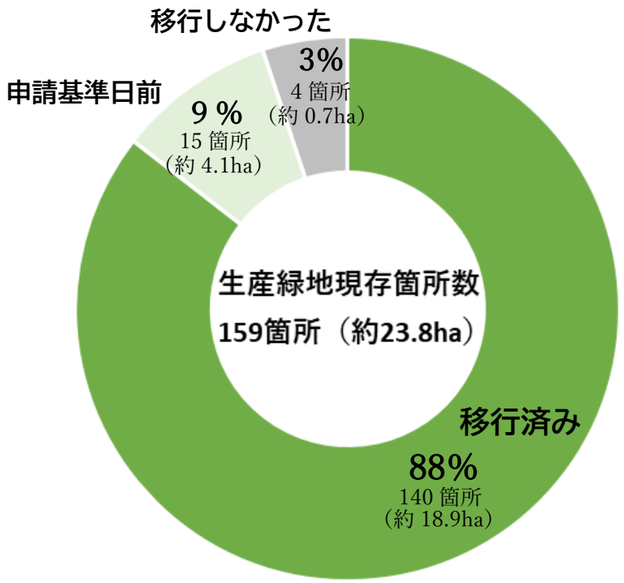

5　特定生産緑地位置図

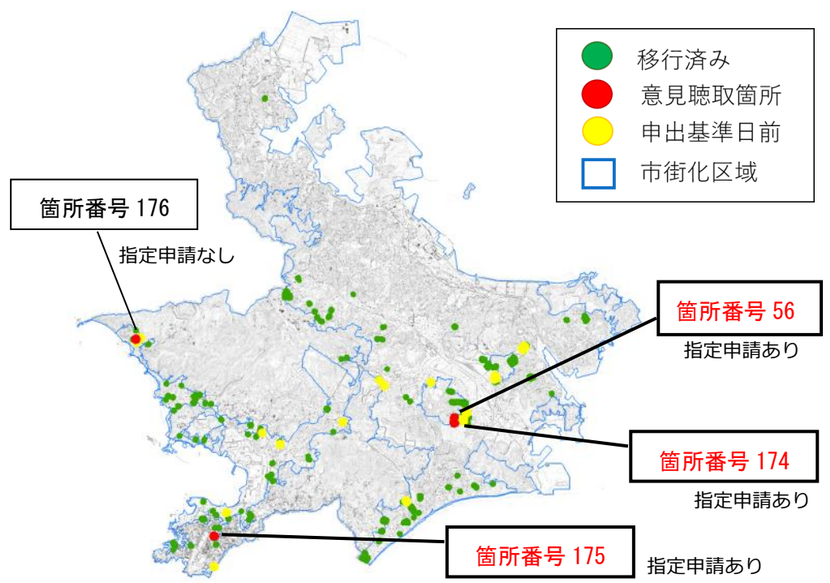

6

特定生産緑地移行箇所の概要　（指定告示日：平成７年 12 月 26 日）

計画図

【箇所番号 56　場所：久村　面積：170 ㎡】

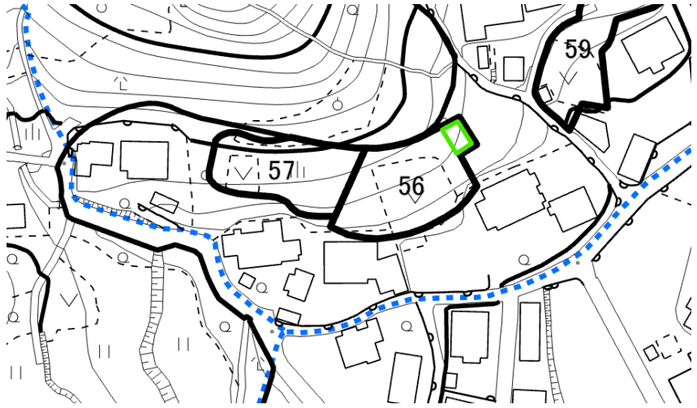

【箇所番号 174　場所:久村　面積:1,070 ㎡】

【箇所番号 175　場所:長井２丁目　面積:1,230 ㎡】

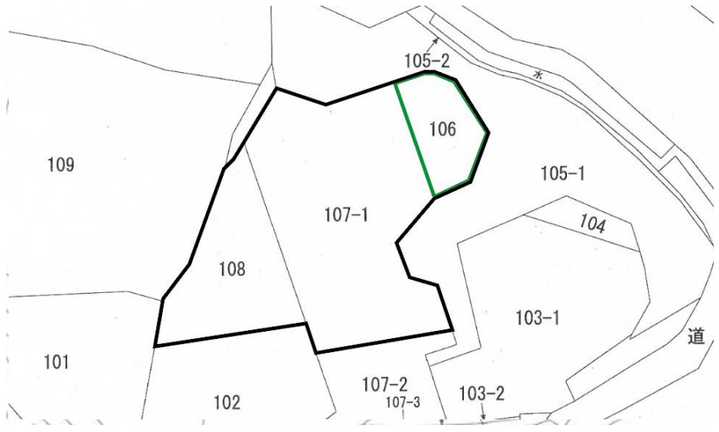

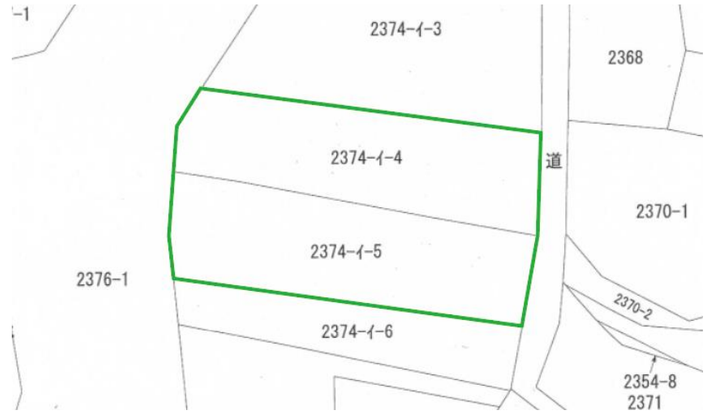

現地写真

【令和６年度】

諮問第３号　横須賀市都市計画マスタープランの中間見直し（案）

横須賀市都市計画マスタープラン　案

令和6年9月

横須賀市

序章　都市計画マスタープランとは

序－1　都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の２）のことで、総合計画の「YOKOSUKA ビジョン 2030」、「横須賀再興プラン 2022-2025」に次ぐ行政計画で、横須賀市のまちづくりに関する最上位計画です。

本市では平成８年に初めて都市計画マスタープランを作成し、平成 22 年、平成 28 年に改訂を行ってきました。平成時代の都市づくりは、無秩序な市街化が進まないように民間事業者への規制と行政主体によるインフラ*整備を主とした都市づくりが進められてきましたが、成熟社会を迎え、これまでのルールのままでは都市づくりがうまく進まない状況になっています。

そこで、本計画では、都市づくりの大きな方向性「都市づくりの方針」を示すとともに、気運を逃さず、都市づくりに資する事業に機動力を持たせるための枠踏み「アクションプラン」を示します。

序－2　計画の役割

（１）計画の役割

都市計画マスタープランは、主に次の役割を担います。

１）都市づくりに関する指針

上位計画である「YOKOSUKA ビジョン 2030」などで示された将来都市像について、主に都市計画の観点で基本的な方向性、都市づくりの進め方を示す指針とします。

２）都市づくりの全体像の提示

長期的な視点に立って今後予測される社会生活や潮流の変化を想定し、都市づくりの全体像を大まかに示すことで、都市計画に柔軟性を持たせます。

３）アクションプランによるまちづくりの円滑化

大まかに設定した方向性から、より具体的に都市づくりを進めるため、地域に関する取組を総合的・体系的に展開する行動計画（アクションプラン）を作成し、都市計画審議会の議を経て都市計画マスタープランの一部として位置付けます。

序－3　計画の位置づけ

（１）計画期間

概ね 20 年後の都市の姿を展望し、本計画の計画期間は令和 17 年度（2035 年３月）までとします。

（２）計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、神奈川県が定める「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針（整開保）」や市の上位計画である総合計画に即し、関連する本市の分野別計画と整合を図っており、連携しながら計画を運用していきます。

なお、横須賀市立地適正化計画に示した住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針については、本計画の一部とします。

◆上位・関連計画との関係性

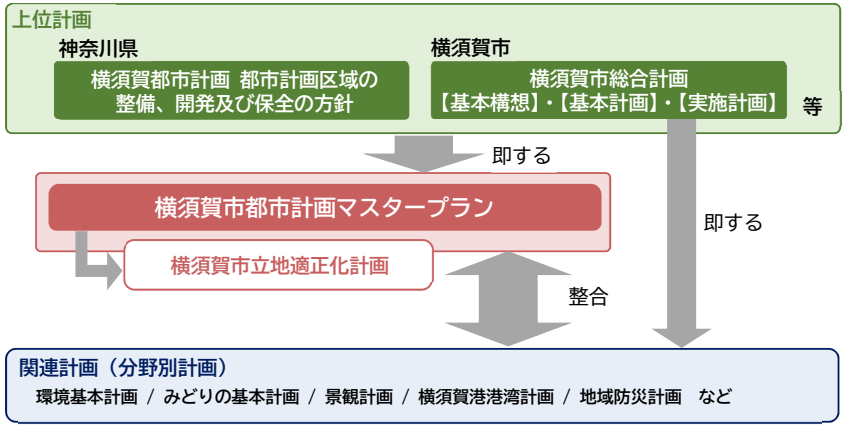

序－4　計画の構成

横須賀市都市計画マスタープランは、本計画の基本的な事項を示す序章（本章）、都市づくりの大きな方向性を示すビジョン編（第１・２章）、まちづくりの気運を逃さず機動力を持たせるための枠組みプラン編（第３・４章）で構成します。

また、資料編には、用語の解説や本市の現況などの情報をまとめています。

◆計画の構成

序章　・都市計画マスタープランの役割、位置づけ、構成を示します。

ビジョン編

第1章　都市づくりの目標・将来都市像　・横須賀のまちの現状をふまえ、今後の　都市づくりの目標、将来都市構造について示します。

- **1-1 横須賀のまち**：・位置と地形、都市づくりの歴史、地域ごとのまちなみについて示します。
- **1-2 都市づくりの目標**：・都市づくりの目標・姿勢、都市マネジメントついて示します。
- **1-3 将来都市構造**：・将来都市像構造、拠点・軸・ゾーンの配置について示します。

第2章　都市づくりの方針　・「土地利用」「インフラ」「交通システム」３つの分野で構成し、都市づくりの方針を示します。

- **2-1 土地利用**：・保全・修復・整備をうまく組み合わせながら土地利用を進めます。
- **2-2 インフラ**：・グリーンインフラとグレーインフラを組み合わせて都市基盤づくりを進めます。
- **2-3 交通政策**：・道路環境の整備に加えて交通に関する問題の緩和・解決に向けた政策に取り組み、人・モノ・サービスが自動に移動できる都市を目指します。
- **2-4 都市づくりのイメージ**：・「土地利用」「インフラ」「交通政策」の分野を越えて取組を実施することで、まちの課題を解決したり、魅力を活用していきます。

プラン編

第3章　アクションプラン　・まちづくりの気運を逃さず機動力を持たせるための枠組みを示します。

資料編　・用語の解説、本市の現況などについて示します。

＜文章中に出てくる用語の定義＞

整　備	現状に課題がありコンディションを良好な状態するため、 土地利用を見直し、新しいものを作る行為 【含まれる用語】 整備、開発 【例示】 土地の開発行為等 市街地再開発事業・土地区画整理事業等の面的な基盤整備 道路・公園等の都市施設整備　　など
保　全	現状をそのまま残すために手を加え、長所を活かして価値を高める行為 【含まれる用語】 保全、保守、維持 【例示】 自然資源の保全 施設立地の維持　　など
修　復	現状に不具合があるため、部分的に手を加え、長所を活かして輝きを取り戻したり、新たな価値を生み出す行為 【含まれる用語】 修理、修復、改修、営繕、修繕 【例示】 マンション等の修繕 空き家の改修 文化資源の修復　　など

第１章　都市づくりの目標・将来都市構造

1－1　横須賀のまち

（１）位置と地形

本市は、神奈川県の南東、三浦半島の中央部に位置し、東京から50km圏内、横浜から 20km 圏内に含まれる中核市です。

市域中央部には丘陵が連なっており、小さな河川の浸食によりできた谷戸地形が数多くみられます。

江戸時代末期から昭和初期にかけて大滝町から三春町付近まで徐々に埋め立てが行われました。新しくできた土地には商店、飲食店、劇場などができました。

◆広域的な位置特性

◆地形

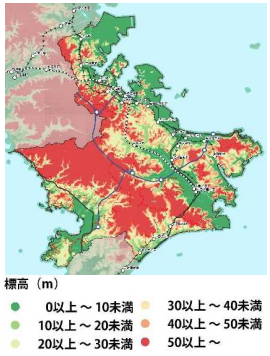

出典：基盤地図情報

（２）都市づくりの歴史

１）中世（平安末期～戦国）：三浦一族の繁栄

○鎌倉幕府を源頼朝とともに開き、全国で活躍した三浦一族が支配していました。当時から漁村集落と農村集落が併存していたと考えられています。

２）江戸末期～明治～昭和初期：軍港都市としての発展

○幕末、ペリー艦隊が浦賀に来航し、日本を開国へと導きました。

○明治４年（1871 年）、横須賀村（現在の本町一帯）に軍艦の建造・修理の施設として「横須賀製鉄所」が完成し、明治 17 年（1884 年）に横須賀鎮守府が置かれると軍港としての地位を確立し、海軍を中心とする施設が次々と設けられました。

○大正 12 年（1923 年）の関東大震災後では大きな被害を受けましたが、軍主導で震災復興がいち早く行われ、その時に現在の横須賀中央の道路線形ができました。

３）戦後（昭和中期）：復興と高度経済成長

○終戦とともに軍港都市としての役割を終え、昭和 25 年に旧軍港都市転換法が制定されたことで、旧軍財産の一部は市内小中学校などの公共施設、追浜や久里浜などの工業団地として利活用されることとなりました。

○日本の高度経済成長に伴い、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて丘陵部や埋立地において大規模な住宅地の開発が行われました。

４）平成：国際海の手文化都市としての都市づくり

○平成初期にかけては中高層の住宅地や、住宅地開発と併せて国際交流、研究開発、健康増進などを目的とした多機能型の都市開発が行われました。

Photo
三浦一族の本城があった衣笠城址

Photo
横須賀製鉄所

Photo
馬堀海岸の住宅地

1－2　横須賀の個性と魅力

（１）横須賀の特徴

１）夏はやや涼しく、冬はやや暖かい

月平均気温を観測地点東京と三浦で比べると、8 月は平均気温が 0.9℃ほど涼しく、12 月は平均気温が 1.4℃ほど暖かいです。さらに、三方海に囲まれており、大楠山や武山などまとまった緑が残されていることから、生活の中での体感温度は夏涼しく、冬暖かく感じます。

◆月平均気温（1991～2020 年）

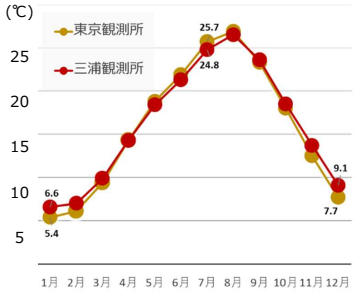

出典：気象庁ホームページ(平年値（年・月ごとの値））

２）海の自然・山の自然・人のにぎわいがそろっているまち

横須賀中央など中心市街地などには商業、業務、高次医療、教育、福祉、文化施設がありにぎわいがある一方で、里山的環境や砂浜の残る自然海岸などが身近にあります。

また、横須賀から都内までは鉄道でも自動車でも１時間程度の距離にあり、通勤・通学・買い物などで東京・横浜へ出かけやすい位置にあることから、「人のにぎわい」、「自然の豊かさ」、「交通の便の良さ」がバランス良くそろっています。

◆住み続けたい、戻ってきたい理由

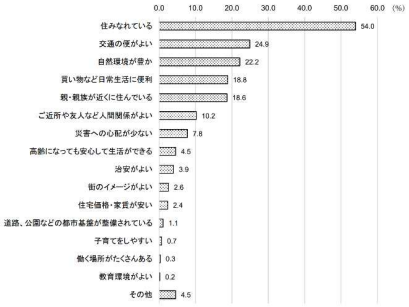

出典：横須賀市民アンケート報告書(令和２年６月)

３）谷戸地形が織りなす特徴的な景観と住環境

複雑に入り組んだ谷戸地形により、斜面緑地が多く、特徴的な景観を生み出しています。

また、谷戸地形は階段の昇り降りが必要ですが、海を見渡せ、鳥のさえずりやうるさいほどのセミの声が聞こえ、五感で自然を感じられる住環境があります。

田浦地域の谷戸地形

4）豊富な住宅タイプと住宅環境

戸建て住宅、ワンルームマンション、県営・市営住宅、リゾート住宅など多様な住宅選択肢があり、ライフスタイルや家族構成に応じた住まいが選べる環境が整っています。また、鉄道駅から近い中心市街地やから自然豊かな郊外まで、住宅環境も様々です。

湘南国際村

市営住宅・本公郷ハイム

5）人が集まる中心市街地、コミュニティカが高い各地域

軍港都市として発展とともに、明治時代から昭和初期にかけて村や町が合併して現在の横須賀市が形成されました。その中で横須賀中央は、三浦半島の中心地として栄えてきました。

また、かつての村や町ごとのまとまりや地形、歴史を由来としたコミュニティの単位ごとに祭礼などの行事が盛んに行われており、地域で支えあう力やつながりが強いです。

◆横須賀市域（明治 40 年２月）

6）まちなかで音楽とスポーツに親しめるまち

戦後ジャズ発祥の地でもあり、まちなかでストリートライブや音楽イベントが開催されています。

市内には横浜 F・マリノスや横浜 DeNA ベイスターズの練習場などがあり、さらにウィンドサーフィン、BMX などの国際大会も開かれていることから、トップアスリートが戦う姿を間近に見ることができます。

まちなかストリートライブ

ウィンドサーフィン

うみかぜ公園・BMX

7）海と山の豊かな恵みから生まれる食の魅力、海のアクティビティ

一年を通して多種多様な野菜が生産されており、相模湾と東京湾に面した立地から様々な種類の水産物が水揚げされているため、新鮮な地元食材を味わうことができます。

長井漁港

キャベツ畑

8）日本の近代化に貢献した歴史、異国情緒漂う雰囲気

日本で唯一現存しているレンガ造りドックや、日本遺産に指定されている砲台跡など歴史を感じられる文化財が残されており、まちなかで横須賀の歴史を知ることができます。

また、どぶ板通りなどでは様々な文化が交じり合う光景が見られ、異国情緒が漂っています。

浦賀ドック

どぶ板通り

（２）地域ごとのまちなみ

１）北部地域　（追浜・田浦）

○追浜駅は３つの都市拠点のうちの１つであり、本市における北の玄関口となっています。
○海岸部は旧海軍航空飛行場の跡地で、現在は本市の中心的な工業地（夏島周辺）となっており、国道 16 号沿いの谷戸地域（追浜町～浜見台、船越町～長浦町 他）には比較的古くから市街化が形成されました。また、丘陵部の開発によりできた住宅地（湘南鷹取、港が丘）は地区計画、建築協定、緑地協定などにより良好な住環境が維持されています。
○逗子市・葉山町側（鷹取山～県立塚山公園）には、都市の骨格と形成するみどりが残されています。

２）東部地域　（逸見・本庁・衣笠・大津）

○横須賀中央駅周辺は戦前から本市、三浦半島の中心地であり、開国から近代につながる歴史、文化の見どころが数多く点在しています。
○谷戸地域や平作川沿いの広範囲（吉倉町～汐入町、坂本町、池上、平作～小矢部 他）において比較的古くから市街化が進んでいました。昭和 40 年代以降、海岸部（平成町、馬堀海岸）での埋め立て、丘陵部（池田町、桜が丘、公郷町、森崎、大矢部 他）の開発により住宅地が形成されました。
○横浜横須賀道路沿い（山中町、平作、阿部倉町、衣笠町 他）に都市の骨格を形成するみどりが残されており、その多くが首都圏近郊緑地、風致地区に指定されています。

３）南部地域　（浦賀・久里浜・北下浦）

○JR 久里浜駅及び京急久里浜駅周辺は３つの都市拠点のうちの１つで、久里浜港は大型カーフェリーや高速ジェット船が発着する三浦半島の海の玄関口となっています。
○開国から近代化をけん引した浦賀には近代産業遺産（浦賀ドック跡地、浦賀奉行所跡地、千代ケ崎砲台跡、燈明堂）などが数多く点在しています。また、久里浜の旧海軍の軍需部倉庫群跡地等には工業地（神明町）があり、光の丘には研究開発や交流、人材育成機能が集積した研究開発拠点（横須賀リサーチパーク）もあります。
○昭和 40 年代以降、丘陵部（ハイランド、栗田、岩戸、野比、グリーンハイツ 他）の開発により広く住宅地が形成されました。
○武山周辺、くりはま花の国周辺、走水・観音崎周辺の浦賀半島には、まとまったみどりが残されており、首都圏近郊緑地や風致地区に指定されています。また、市内でも温暖な地域で、一年中観光農園（津久井）で収穫体験を楽しむことができます。

４）西部地域　（大楠・武山・長井）

○相模湾を望む自然海岸や三浦半島最高峰の大楠山が広がり自然が豊かな地域であることから、市内で最も農水産業が盛んな地域（長井、佐島、林、秋谷 他）で、日常生活の中で海と大地の豊かさを実感できます。また、大楠山を中心として、広く首都圏近郊緑地や風致地区に指定されています。
○幹線道路沿い（武）と漁港付近（長井、秋谷）には比較的古くから住宅地が形成されています。
○逗子・葉山から三浦へ続く海岸線の景色が美しいことから、リゾート感のあるエリアです。

※今後、地域ごとの図面を追加予定※

1－3　都市づくりの目標・姿勢

（１）都市づくりの目標

本計画の上位計画である横須賀市総合計画「YOKOSUKA ビジョン 2030」で謳っているように「変化を力に変えられるまち」となるよう、総合計画で掲げる「市の未来像」を都市づくりの目標とします。

すべての**ひと**が自分らしく輝けるまちへ

人も自然も共生する**まち**へ

やりがいとやりたいから**しごと**が生み出されるまちへ

じぶんごとの意識が未来の**環境**を守るまちへ

（２）都市づくりの姿勢

人口減少、超高齢化などによる社会情勢の変化だけでなく、地球温暖化や災害の激甚化などの生活環境が変化する中で、都市づくりの目標を実現するために、どのような視点を持ち都市づくりに取り組むとよいか、基本的なスタンスを「都市づくりの姿勢」として示します。

１．価値観を転換させる

災害が激甚化・頻発化し、人口減少・高齢化が進む社会において、経済性のみを重視した都市づくりは限界を迎えつつあります。「環境」や「社会」の視点も重視しつつ、**“価値観の転換”により持続可能な都市づくり**を進めます。

２．横須賀の個性と魅力を伸ばす

リモートワークや二拠点居住など多様な働き方や暮らし方ができる時代となり、生活の場を選ぶ基準も多様化しています。豊かな自然環境や地域コミュニティなど**横須賀の個性と魅力を伸ばし、住みやすく、選ばれる都市づくり**を進めます。

３．都市の空間を創造的に保全・修復する

成熟社会を迎え、持続可能で地域特性や市民ニーズに応じた都市づくりが求められています。これまでつくり上げてきた都市空間を活かすための**保全・修復を行いながら、都市サービスを展開**します。

1－4　将来都市構造

（１）将来都市構造

これまで市民や事業者に対して都市計画法等のもと規制を行いながら、国・県・市によりインフラ整備を行いながら都市づくりを進めてきましたが、これからは既存の都市計画を前提に、規制やルールの見直しや誘導手法の活用により新たな都市機能の立地を呼び込みます。

◆将来都市構造図

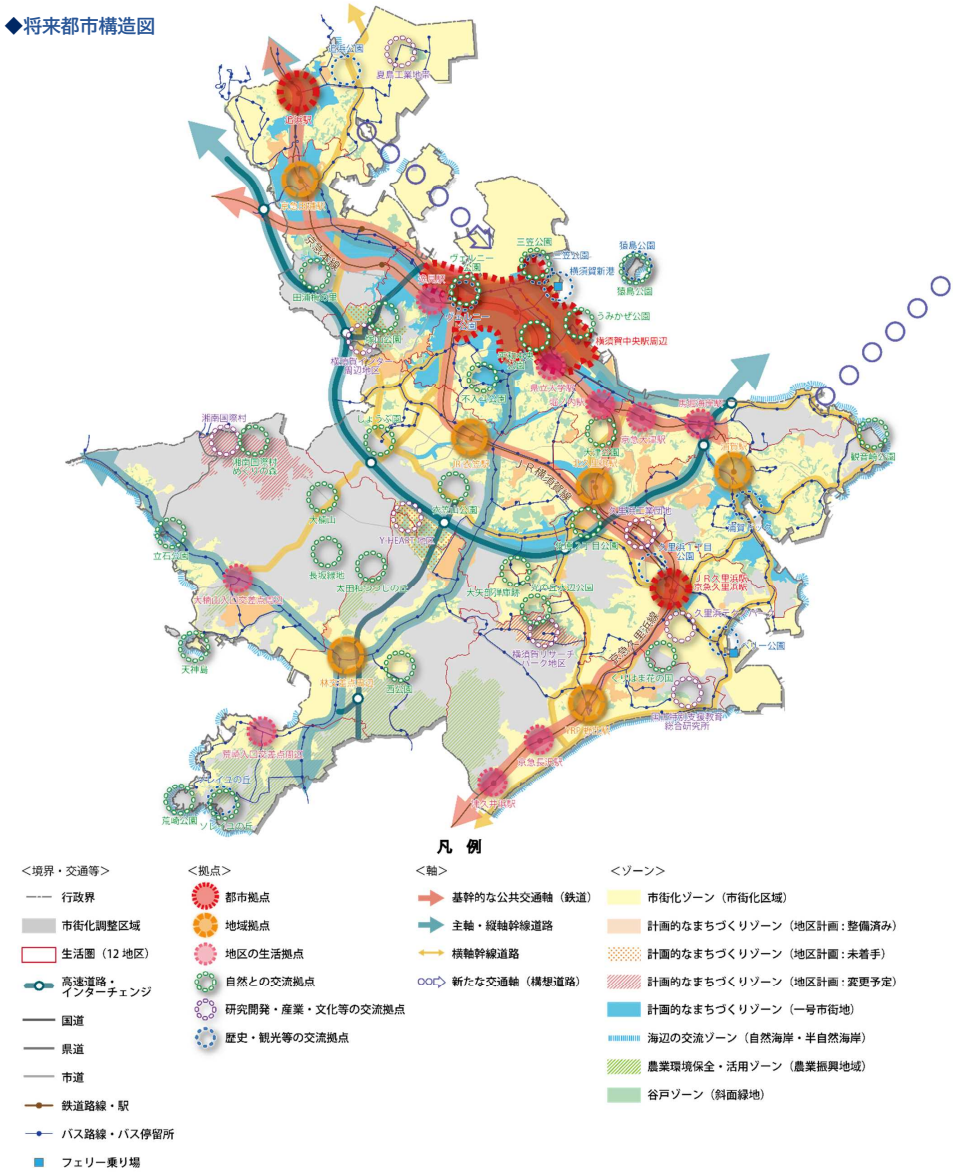

（２）拠点の配置

成熟社会においても都市施設の維持管理や医療・福祉サービスなどが持続的に提供できるよう、「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指します。

地域ごとの特性、インフラの整備状況などをふまえ、交流の場となる都市の拠点を維持します。また、生活環境や産業の活力向上に向け、新たな交流拠点づくりも進めます。

１）都市拠点　整　備

○商業、業務、高次医療、教育、福祉、文化、交流、行政など本市の枢要な都市機能が集積しています。
○横須賀中央駅を中心とした横須賀駅周辺から平成町にかけての都市拠点は、既存ストックを活用しながら、三浦半島の中心地としてふさわしい個性と魅力ある都市空間を目指します。
○追浜駅周辺の都市拠点は、都市機能、居住機能の維持に加え、北の玄関口としてふさわしい交通結節機能を強化し、利便性の向上を目指します。
○久里浜駅周辺の都市拠点は、既存ストックを活用しながらまちを更新し、本市南地域の日常生活を支える都市機能の維持を目指します。

２）地域拠点　修　復

○乗降客数が比較的多い鉄道駅や公共交通（バス路線）の主要結節点で、スーパーマーケット、銀行、診療所など日常的に利用する利便施設が幹線道路沿道に集積しており、生活圏の核となっています。
○地域住民の日常生活を支える拠点として都市機能の維持・誘導を図ります。
○徒歩・自転車・公共交通（バス等）により生活圏で生活する誰もがアクセスしやすい拠点を目指します。
○浦賀駅周辺は、浦賀レンガドックの活用と地域全体の活性化を目指します。

３）地区の生活拠点　修　復

○乗降客数が比較的少ない鉄道駅や幹線道路の結節点で、スーパーマーケット、診療所など日常的に利用する利便施設が集積しています。
○地域住民の日常生活を支える都市機能の維持・誘導を図り、地域拠点を補完します。

４）自然との交流拠点　保　全

○公園・緑地は、都市環境の保全や市民活動・憩いの場としてだけでなく、生物多様性の保全、都市の安全性・防災性の向上、地域の活性など様々な役割を担っています。
○本市の特徴的な都市景観を構成する大きな要素となっており、各地区の生活圏ごとに１か所以上の拠点となる公園（都市公園、港湾緑地）が位置付けられています。
○公園・緑地が有する多様な機能を活用し、自然に親しむ場として保全・整備・活用を図ります。

５）研究開発・産業・教育文化等の交流拠点　整　備

○本市には、研究開発、産業、教育文化の拠点となる地区が点在しています。
○雇用機会の拡大や市内経済への波及効果を期待し、新たな企業の誘致や既存企業の持続・発展に向けて、研究開発、産業、文化等の拠点づくりを進めます。

６）歴史・観光等の交流拠点　保　全　整　備

○本市の海辺には、東京湾と相模湾それぞれの個性ある景観、マリンスポーツなどに適した環境、近代日本の礎となった歴史、国内外の物流拠点となる港、世界最先端の研究開発機関などがあります。
○拠点ごとに有する資源や海辺景観を活かし、地域の魅力が感じられる拠点づくりを目指します。

◆将来都市構造（拠点）

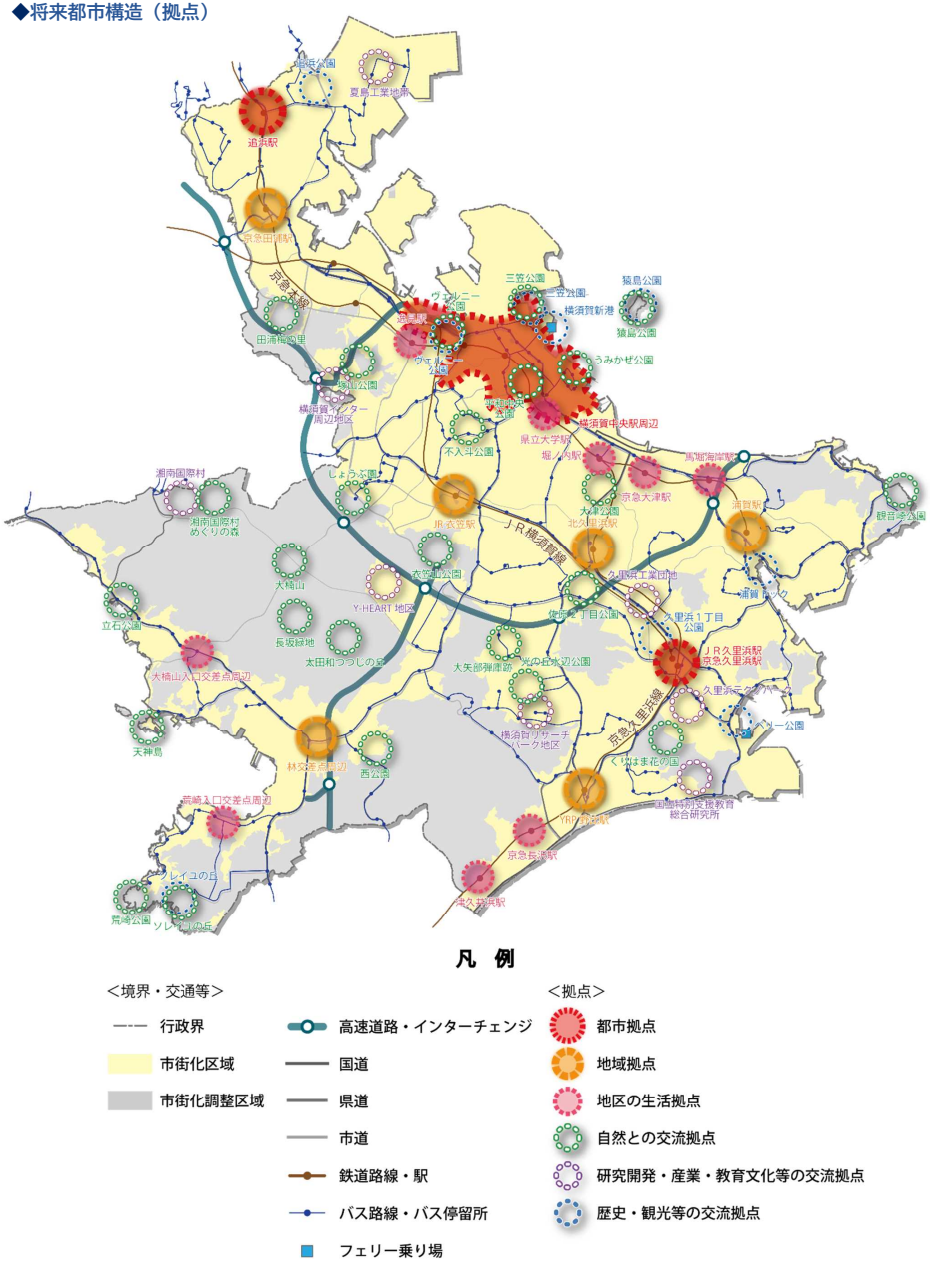

（３）軸の配置

市内と市外の広域圏をスムーズに移動できるようにするとともに、拠点間をネットワーク化し日常生活の利便性やスムーズな交流を支えます。

成熟社会においても都市施設の維持管理や医療・福祉サービスなどが持続的に提供できるよう、「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指します。

地域ごとの特性、インフラの整備状況などをふまえ、交流の場となる都市の拠点を維持します。また、生活環境や産業の活力向上に向け、新たな交流拠点づくりも進めます。

１）基幹的な公共交通軸（鉄道）　保　全

○本市には、JR 横須賀線と京浜急行の２路線が走っており、東京・横浜方面など広域圏と結んでいます。

○通学・通勤などの移動手段の確保だけでなく、地域経済活動、交通の脱炭素化、まちづくりと連動した地域経済の活性化などの観点から、２路線を維持します。

○駅前広場周辺の回遊性の向上や待合空間の快適性向上などによる、交通結節点機能の充実を図ります。

２）主軸・縦軸幹線道路　保　全

○都市の主軸である横浜横須賀道路、三浦縦貫道路と、縦軸となる主要幹線道には国道 16 号、国道 134 号があり、東京・横浜方面など広域圏と結んでいます。

○交通量の分散による混雑緩和や大規模災害に備えリダンダンシー機能の強化を図るとともに、スマートインターチェンジの整備などにより交通結節点の強化を図ります。

３）横軸幹線道路　保　全

○主軸と縦軸幹線道路を結び、市内外の連絡性を高めており、既に多くの路線が整備されています。

○道路、トンネル、橋梁などの長寿命化に向けた適切な維持管理を図ります。

○国道 134 号と並行し、中央丘陵部に展開する研究開発･国際交流等の交流拠点ゾーンを連絡する湘南国際村山科台線の整備に向けて、県とともに検討します。

４）新たな交通軸（構想道路）　整　備

○国道 357 号（横浜市・八景島～夏島町区間）は整備を進めます。

○新たな交通軸として、国道 357 号の延伸と東京湾口道路の構想がありますが、起終点やルートなどは決まっていないことから調整や検討が必要です。これらを含む首都圏構造に対応した広域幹線道路については、国・県や周辺自治体とともに検討します。

◆将来都市構造（軸）

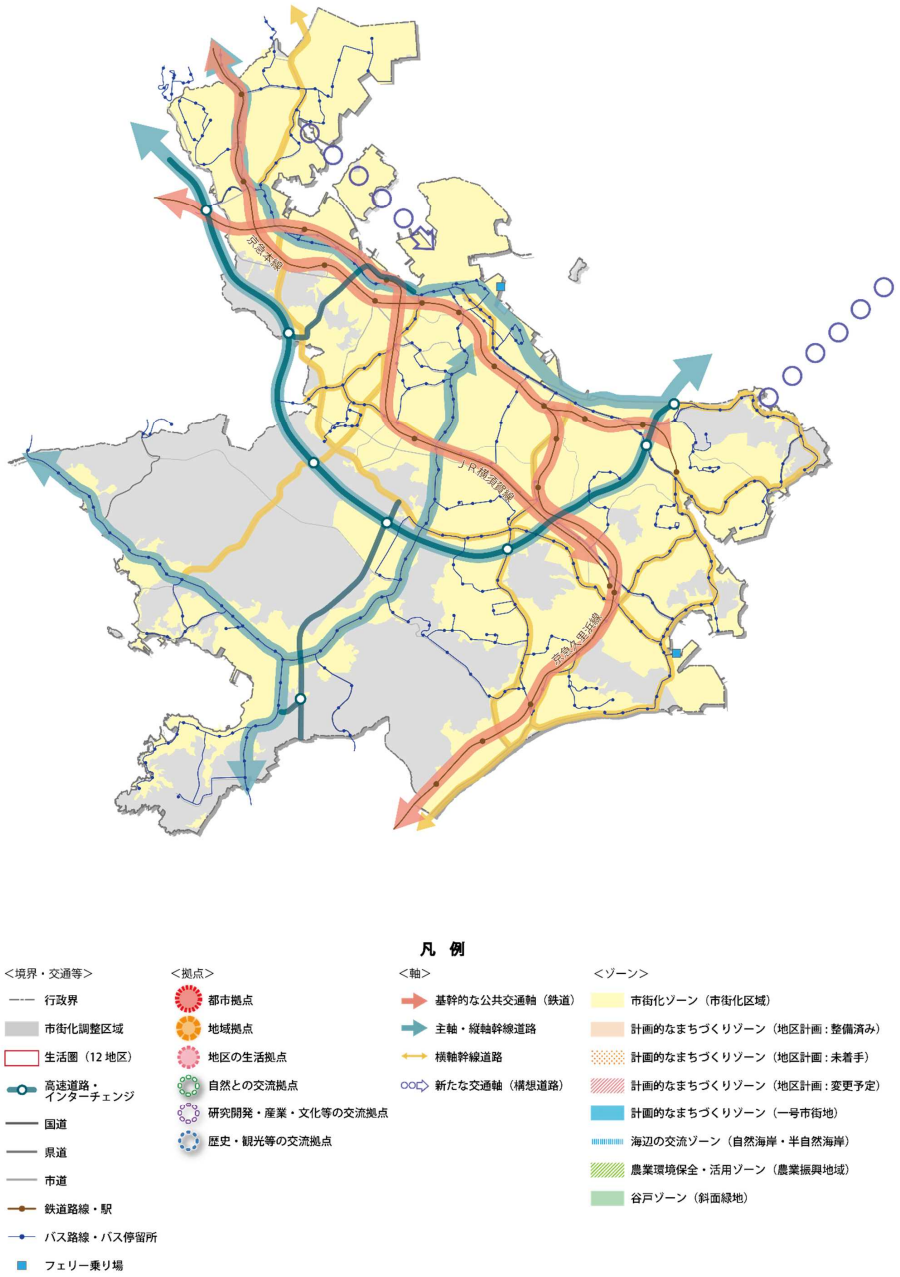

（４）ゾーンの配置

地形、まちの成り立ち、現在の土地利用から、今後の土地利用の大きな方向性を示すものです。「整備」だけでなく「修復」と「保全」を上手に取り入れることで横須賀らしい魅力が生きる土地利用を目指します。

地理的特性や歴史的背景を踏まえ、本庁及び全９か所の行政センターが所管する地域、そのうち比較的広い西行政センター管区については３つの中学校区にわけた生活圏があります（合計 12 か所）。その生活圏を基本とした中で、以下のゾーン区分により土地利用を形成しています。

１）市街地ゾーン（市街化区域）　修　復

○日常生活で必要な生活利便施設が集積しているゾーンです。
○本市の地形特性から大幅な土地利用転換は困難であるため、都市機能の維持を目指し、適切な更新を目指します。

２）計画的なまちづくりゾーン　修　復　整　備　保　全

（地区計画：整備済み/未着手/変更予定）

○地区の目指すべき将来像の実現に向け、地区計画を定めています。
○未開発の土地を含む Y-HEART 地区、横須賀インター地区は、残された豊かな自然環境の保全とバランスをとりながら土地利用を検討します。
○すでに整備されている地区計画区域は、社会情勢や市民・事業者ニーズの変化を踏まえ、地区計画の見直し等により有効に土地利用を図ります。

３）海辺の交流ゾーン（自然海岸・半自然海岸）　保　全

○東京湾・金田湾・相模湾を望む景観や、砂浜が残る自然海岸を保全し、本市の特徴的な都市景観を有するゾーンです。
○既存産業機能の維持、広域交通利便性の維持、ニーズに即したレクリエーション機能の創出などにより、エリアに応じた土地利用を図ります。

４）農業環境保全・活用ゾーン（農業振興地域）　保　全

○長井地区、北下浦地区の津久井、武山地区の須軽谷、大楠地区の一部に農業振興地域が広がっています。
○農業集落地として農業環境を維持するとともに、農業と都市の交流の場としても活用します。

５）谷戸ゾーン（斜面緑地）　修　復

○市街地の中にありながら豊かな自然環境を有しており、横須賀の原風景の１つでもあります。しかし、斜面地に住宅地が形成されていることから、道が狭く、行き止まり道路や階段が多いです。
○谷戸地域の中でも利活用の可能性が高い地域については、住宅地の新たな価値の創造を目指し、柔軟な空き家・空地の活用を目指します。

◆将来都市構造（ゾーン）

凡　例

<境界・交通等>

- 行政界
- 市街化調整区域
- 生活圏（12 地区）
- 高速道路・インターチェンジ
- 国道
- 県道
- 市道
- 鉄道路線・駅
- バス路線・バス停留所
- フェリー乗り場

<ゾーン>

- 市街化ゾーン（市街化区域）
- 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：整備済み）
- 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：未着手）
- 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：変更予定）
- 海辺の交流ゾーン（自然海岸・半自然海岸）
- 農業環境保全・活用ゾーン（農業振興地域）
- 谷戸ゾーン（斜面緑地）

第２章　都市づくりの方針

都市づくりの方針は、都市計画の最も基本となる「土地利用」、都市の基盤である「インフラ」、都市の中で活動する人・モノの動きを支える「交通政策」の３つ分野で構成します。横須賀の魅力や特徴を活かし、環境に過度な負荷をかけず、自然災害をはじめとする外力に対して適応力のある都市づくりの方針を示します。

2－1　土地利用

●都市計画における土地利用とは

都市の中では、店舗や施設が集まり賑わいのあるまち、静かで暮らしやすいまち、豊かな自然環境に囲まれたまち、産業活動の盛んなまち、歴史情緒の漂うまちなど、様々な顔があります。都市計画の土地利用計画は、このように競合する様々な土地利用をバランスよく配置することで、心地いい生活環境づくり、活発に社会経済活動が行える環境づくり、優れた環境保全、特色あるまちなみの形成などを図っています。

●これまでの土地利用とこれからの土地利用

これまでは、主に土地利用を規制し、都市を構成する様々な要素を「整備」していくことで、秩序ある都市づくりを進めてきました。

これから一層、人口減少、財政減少が進む中でも、より居心地や住み心地が快適な都市づくりが求められます。そこで、限られた資源を効率的、効果的に活用しながら、バランスよく都市を「保全」「修復」「整備」することで、海やみどりを身近に感じられ、世代、性別、ライフスタイルを問わず、多様な人々が活動できる都市を目指します。

◆都市づくりの傾向

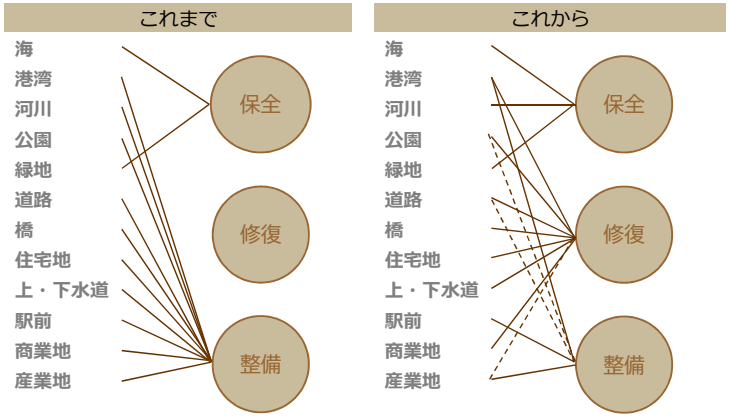

※上記図は詳細な区分を示すものではなくイメージを表現したものです。

＊これまでの都市づくりは、「整備」が中心でしたが、これからは「保全」「修復」「整備」を組み合わせながら進めます。

土地利用Ⅰ：横須賀らしい風景を支える海とみどりの保全《保全》

海とみどりを感じられる風景は、本市最大の魅力であり、今後も保全していくことを基本として都市づくりを進めます。

海とみどりの保全は、豊かな生態系を守ることに止まらず、その風景を都市の価値と魅力を伸ばす１つの要素として活かし、豊かな生活環境づくりや多様なライフスタイルの実現につなげていく観点からも進めていきます。

これらの考え方のもと、都市づくりの中では、風景を保全・創出する制度の適正運用を通して、海とみどりの保全に貢献します。

方針１ 横須賀の魅力を守り活かしながら都市づくりを進めます

キーワード：景観、自然環境、風致地区、豊かな生活環境、多様なライフスタイル、well-being

①地域の魅力である景観を活かしたまちなみを保全・創出します

- 横須賀市景観計画の運用（景観計画・景観づくりの手引きの見直し）
- 景観条例に基づく協議と景観法に基づく届出
- 横須賀中央エリアまちづくり景観協定の運用

②良好な自然環境を保全します

- 風致地区の制度運用・見直し　★

③海とみどりが生み出す豊かな生活環境を活かして多様な暮らし方のできるまちを目指します

- 土地利用関連条例の運用、見直し(海岸沿いの景観保全)
- エリア別アクションプランの作成・実施 ★

土地利用Ⅱ：都市の資産を活かしてまちをカスタマイズ《修復》

人口減少社会においては、都市化が鈍化し需要が低下するため、「整備」ばかりでは都市づくりは成立しません。今、まちにある「都市の資産」を活用し、まちをカスタマイズすることで持続可能な都市づくりを進めます。

今後、まちのカスタマイズを進めていく上では、都市の資産を変化するニーズに応える形で更新していくこと、低未利用地や ICT 技術などを活用して環境負荷が少ない修復を進めていくこと、時代の要請が強い防災性を高める修復を進めていくこととします。

方針１ 都市資産を活用し地域のニーズに応える更新を進めます

キーワード：住宅政策、空き家対策、住宅等建替え、適正管理、再配置、リノベーション、更新、見直し、生活拠点、都市アセット、ストック活用

①住宅をとりまく現状を把握し計画を策定します

- 住宅事情の現状把握・分析・課題抽出　★
- 住宅マスタープランの策定　★

★…策定時、取組実績なし

②幅広い用途で空き家を利活用します

- ２世帯住宅リフォーム等への補助
- 空き家バンク掲載物件購入の子育てファミリー等への補助
- 住宅以外の用途での空き家等の活用　★
- 谷戸地域コミュニティの再生

③マンションや住宅団地を更新します

- マンションの適正な管理等のサポート　★

④適切な公共施設の運営管理を行います

- 横須賀市 FM 戦略プランの推進

⑤地域のニーズを形にするための都市計画の見直しを進めます

- 用途地域、風致地区、地区計画など地域地区の見直し
- 道路、公園、下水道など都市施設の見直し

方針２ 環境にやさしくライフスタイルに合わせた住環境を整えます

キーワード：安心、利便性・快適性、脱炭素、持続可能、住宅環境、低未利用地の活用

①快適な生活環境の創造に向けて低未利用地を活用します

- 住宅地における低未利用地の活用検討　★
- 最低敷地面積の設定等によるゆとりある敷地設定　★

②日常生活における利便性向上と環境負荷低減に向け ICT 技術を活用します

- 民間事業者等との連携による HEMS 、MaaS 等の導入促進　★
- 通信ネットワーク環境の強化　★

方針３ 防災性の向上により住環境の安全性を高めます

キーワード：安全、防災、復興計画

①住宅地の安全を確保します

- がけ地近接等危険住宅移転の検討　★
- 狭隘道路の解消
- 災害に対応に活用可能な公園の整備（大矢部弾薬庫跡地利活用）

②建築物の安全性を向上させます

- 住宅・建築物安全ストック形成（住宅・建築物の耐震化、空き家の解体、建築物火災安全改修）

③もしもに備える事前復興計画を策定します

- 基礎データの事前整理、分析　★
- 事前検討(復興体制、復興手順、復興における目標 等)　★
- 復興訓練の実施　★

土地利用Ⅲ：都市サービスの質を高める拠点づくり《整備》

人口減少社会であっても縮小や集約だけでは都市は衰退してしまいます。人、もの、情報などが集まり交流する場については必要に応じた整備を進め、まちに活気を与え、効率的にサービスを提供します。

これらの考え方のもと、人、もの、情報などが集まり交流する場である拠点では、価値を維持・向上させるために、分野や主体などを横断的にマネジメントしながら進めるまちづくりの取組や、エリアを一体的に整備する総合的なまちづくりの取組を進めます。

また、本市の活力を生み出す源泉の１つと言える産業の拠点では、既存の環境を維持・強化するとともに、新たな立地を促す取組を進めていきます。

方針１ まちに賑わいを生み出す拠点づくりを進めます

キーワード：拠点整備、都市拠点、地域拠点、市街地再開発

①横断的なエリアネジメントにより都市拠点の価値の維持・向上を目指します

- 横須賀中央エリアまちづくりガイドラインの見直し　★
- 街路空間の再構築・利活用によるウォーカブルなまちづくりの推進　★
- 市街地再開発事業等による総合的なまちづくりの推進
- 附置義務駐車場制度の緩和や柔軟な運用を検討　★

②都市の資源を活用して地域拠点に新たな価値を創造します

- エリア別アクションプランの作成・実施　★

③拠点にふさわしいまちなみへ誘導します

- 指定容積率・用途地域等の見直し　★

方針２ 都市に求められる産業拠点づくりを進めます

キーワード：工業、産業振興

①既存工業地における生産環境の維持・強化を目指します

- 都市計画道路の整備（国道 357 号線の延伸、船越夏島線の拡幅 等）

②新たな産業や研究施設の誘致を目指します

- 新たな立地に対する支援

方針３ 都市の成長に合わせた適正な土地利用を誘導します

キーワード：用途地域、高度地区、容積率

①今後の都市の成長に合わせた適正な土地利用を誘導します

- 用途地域・指定容積率等の見直し　★
- 高度地区条例の見直し　★

2－2　インフラ

●インフラとは

都市を支える基盤「インフラ」とは、安心して安全で豊かな都市生活を営む上で必要不可欠なもののことで、都市計画においては道路、鉄道、河川、上下水道、公園、ごみ処理施設などを指します。

●これまでのインフラとこれから求められるインフラ

これまで「インフラ」は、コンクリートによる人口構造物「グレーインフラ」が中心でしたが、災害の激甚化・頻発化により現状のインフラだけでは限界を迎えつつあります。

これからは「グレーインフラ」だけでなく、緑や水などの自然環境が有する多様な機能を活用する考え方・取組「グリーンインフラ」を取り入れながら都市基盤を維持、更新、整備していきます。また、高度経済成長期以降、集中的に整備され今後急速に老朽化することが懸念されている「グレーインフラ」は戦略的に維持管理・更新することで都市機能の維持を目指します。

●グリーンインフラとは

グリーンには、動植物・水・土・風・光など多様な有機物が含まれており、「自然の（＝グリーン）」「基礎的施設（＝インフラストラクチャー）」という意味を持つ言葉です。自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に関与しデザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした取り組みは概ね「グリーンインフラ」の趣旨に合致します。「グリーンインフラ」は、「グレーインフラ」と対立するものではなく、双方の特性を発揮しながら持続可能なまちづくりを進めていくものです。

◆グリーンインフラ・グレーインフラのイメージ

みどりや水など**「自然環境」**

コンクリート構造物を中心とした**「グレーインフラ」**

自然環境が有する多様な機能を活用したインフラ整備の考え方・取組**「グリーンインフラ」**

インフラⅠ：やわらかなグリーンインフラの創出

緑や水など自然環境が有する多様な機能を活用した、新たなインフラ整備の考え方・取組「グリーンインフラ」を中心に進めます。

地球温暖化の緩和や二酸化炭素の吸収など環境負荷の軽減により持続可能な都市づくりに貢献するだけでなく、魅力ある都市景観の演出など様々な効果があります。

グリーンインフラの取組は、生物多様性の確保、気候変動への適応、自然環境が有する力を活用した安全性の確保につなげていく観点から進めていきます。

これらの考え方のもと、都市づくりの中では、既存の緑や水を保全する制度の適正運用、谷戸地域や里山的環境等の横須賀らしいみどりの保全・再生、都市公園等の見直しを通して、グリーンインフラの保全・創出に貢献していくこととします。

また、グリーンインフラを有効に機能させるため、気候変動緩和策となるカーボンニュートラルに着目した取組も進めていきます。

方針１　緑や水を保全・創出します

キーワード：保全、緑地の安全性の確保、生物多様性、気候変動適応策

①横須賀らしさの残る緑地や水辺の環境を守ります《保全》

- 近郊緑地特別保全地区等の機能維持増進による緑地保全
- 保安林制度及び自然林保全制度の運用
- 土地利用調整関連条例に基づく緑地保全と緑化の推進
- 生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討
- 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続
- 生産緑地の指定
- 雨水浸透性の高い舗装の整備の推進
- 自然海岸の保全（養浜）

②横須賀らしさの残る緑地や水辺の環境を育てます《創出》

- 生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理
- 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 里山的環境の保全・活用

方針２ ニーズをカタチにするグリーンインフラづくりを推進します

キーワード：適正配置、マネジメント、活用、民間投資の拡大

①公共施設や公園などのあり方を検討し適正に配置、整備します

- 横須賀市ＦＭ戦略プラン
- 都市公園の適正配置のあり方検討　★
- 既存公園の機能の見直しの検討（公園のストック再編）
- 公共施設の跡地利活用（うわまち病院跡地利活用、秋谷老人福祉センター跡地利活用、愛宕山公園リニューアル、荒崎公園隣接地拡張事業、長坂緑地活用計画）

②グリーンインフラづくりとともにあらたな賑わいを創出します

- 都市公園等の適切な維持管理の推進
- 都市公園・緑地内の斜面緑地の保全手法の検討

方針３ カーボンニュートラルに着目した取組を推進します

キーワード：カーボンニュートラル、まちづくりGX、再生可能エネルギー、気候変動緩和策

①再生可能エネルギーの導入を検討します

- 面的なエネルギーの効率的な利用の推進
- 脱炭素に向けた都市計画制度の活用（ESG 評価を踏まえた容積率の緩和）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の検討　★

②建築物の省エネルギー化を進めます

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進　★
- ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に対する支援検討　★

インフラⅡ：しっかりとしたグレーインフラの維持・更新

コンクリートを中心とした都市基盤「グレーインフラ」は、自然の脅威をやり過ごし、都市にとって必要不可欠な存在ですが、その多くで老朽化の課題に直面しているため、戦略的に維持管理、更新を進めます。

グレーインフラの維持・更新は、定期的な評価とメンテナンスで既存インフラを維持する取組を土台としながら、災害に対応する機能の更新を図る取組を進めることで、都市に必要不可欠な機能を維持していきます。

また、既存インフラの高機能化や、既存インフラをより効率的に機能させるための新たな整備にも取り組み、将来に備えたグレーインフラ全体の効率化・高機能化を進めていきます。これらの取組を進めるにあたっては、新たなニーズを踏まえて計画の見直しを図かります。

方針１ 定期的な評価とメンテナンスによりインフラを維持します《維持》

キーワード：点検、評価、長寿命化、最適化、メンテナンス

①都市機能維持にむけインフラの定期的な点検と評価を行います

- インフラ施設の長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し

②施設の最適化に向けインフラを更新します

- 総合地震対策計画に基づく施設の耐震性能の向上（地震対策事業）
- 浸水被害軽減及び施設の耐水化による浸水リスクの軽減（浸水対策事業）

方針２ 効率化・高機能化に向けてインフラを整備します《整備》

キーワード：高機能化、バリアフリー化、整備計画

①効率的・機能的なインフラ整備を進めます

- 都市計画道路の整備（国道 357 号延伸、都市計画道路 3.3.9 追浜夏島線の拡幅、3.3.10 市内環状線の整備）

②誰もが安全で安心して利用できるインフラ整備・建築物の建築を進めます

- 道路・公園等のバリアフリー化の推進
- 建築物のバリアフリー化

③ニーズにこたえるインフラ整備計画に基づく整備を進めます

- 都市計画道路網の見直し方針の改定
- 都市計画道路整備プログラムの見直し
- エリア別アクションプランの作成・実施

2－3　交通政策

●交通を取り巻く環境と交通政策

これまで人・モノの輸送は交通事業者、運輸事業者の企業努力によって支えられてきたため、行政は道路網の構築など道路環境の整備を中心に取組んできました。しかし、人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変化を背景として、交通需要減少による交通事業の収益性の低下や定年退職を含む退職者の増加による運転手不足、ライフスタイルの変化に伴う移動ニーズの変化など、交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、高齢者運転免許自主返納やマイカー保有率の低下を受け、既存の交通サービスだけでは対応が難しい状況にあります。

これからは、よりよい交通社会の実現のため、道路環境の整備に加えて交通に関する問題の緩和・解決に向けた政策に取り組み、人・モノ・サービスが自由に移動できる都市を目指します。

◆代表交通手段分担率(自動車)

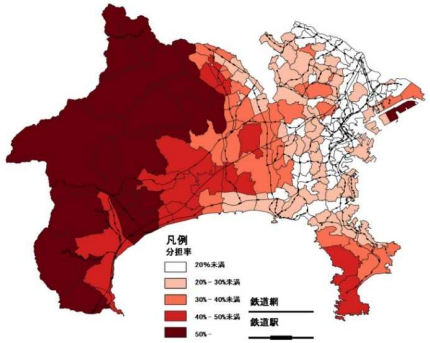

参考：東京都市圏パーソントリップ調査（H30 年）

◆県内の免許自主返納者数の推移

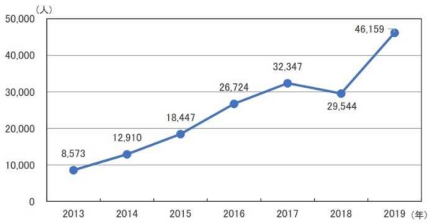

参考：「運転免許統計」(警察庁)

●公共交通の定義

公共交通は、誰もが一定の料金を支払うことで乗ることができる交通のことです。市民の日常生活や社会活動における移動または観光などで本市への来訪した人たちの移動のための交通手段として利用されています。本市の主な公共交通としては鉄道、乗合バス、乗用タクシーがありますが、これらを補完する電動キックボードや電動自転車のシェアリングサービスなど、新たな交通手段も含めて公共交通を考えます。

また、市民生活などにおいて自由な移動を実現するためには、鉄道、乗合バス、乗用タクシーの維持だけではなく、福祉有償運送、スクールバス、スーパーなどの商業施設の送迎バスなど、地域内で行われている移動支援サービスもふまえて公共交通を考えます。

●これから求められる地域公共交通

公共交通事業の収支バランスが取れていた時代は、行政が交通事業に深く関与してきませんでした。しかし、利用者不足による収入減少や運転手不足による乗りバスの減便など、市民生活への影響拡大が懸念されています。公共交通は市民生活や社会活動を支える重要な仕組みであることから、デジタル技術の実装や、民官連携、交通事業者間連携、他分野連携により利便性や生産性を高めながら、市も協力をしながら取り組みを進めます。また、誰もが自由に移動できる都市は活動人口が増え、まちが活性化することから、都市づくりの一環として地域公共交通の取組を進めます。

交通政策Ⅰ：誰もがおでかけしやすい交通環境《住民/地域》

誰もが気兼ねなくお出かけできる、自由に移動できることは、活動人口が増え、まちににぎわいが生まれることにつながります。移動の選択肢が増えることは都市の活性化に欠かせない要素です。

都市づくりの一環として地域公共交通（鉄道・バス・タクシー・その他の地域の輸送資源）を捉え、誰もがおでかけしやすい交通環境をつくるために地域公共交通計画を策定します。計画策定を通じて、交通事業に対する市の関わり方を検討するとともに、交通事業者との話し合いの場を設け、これからの公共交通を維持・確保していきます。

方針１　都市づくりの一環として地域公共交通を考えます

キーワード：　都市交通、地域公共交通のあり方、交通 GX

①地域公共交通の現状を把握し計画を策定します

- 地域公共交通を取り巻く現状把握・課題整理　★
- 地域公共交通計画の策定（関係者で共通認識が持てる目標の設定）　★

②地域公共交通における GX を進めます

- EV バス・タクシー導入に向けた支援
- EV 充電器の設置促進
- 再エネ活用によるエネルギーマネジメント　★

方針２　移動手段維持のため関係者同士の連携と支援を進めます

キーワード：交通における人材確保、移動手段

①持続可能な交通サービスの提供に向け情報共有します

- 鉄道・バス・タクシー事業者との情報共有
- 鉄道・バス・タクシーなどの交通事業の維持（地元住民との連絡調整 など）

②地域ニーズに合った移動手段を確保します

- 乗合バス、乗用タクシーへの支援
- 乗合タクシーの導入検討
- 民間事業者等との連携による自動運転バスや MaaS の導入促進　★

方針３　交通分野と様々な分野の連携を進めます

キーワード：　持続可能な地域交通、共創

①教育環境整備の一環として安全な移動手段を検討します

- 市立小中学校の学区拡大におけるスクールバスや通学補助の検討

②観光におけるモビリティシェアリングを支援します

- シェアサイクル、電動キックボードのポート設置支援

③新モビリティサービス導入に向けて検討します

- 新型輸送サービス導入の検討（グリーンスローモビリティなど）　★

交通政策Ⅱ：来訪者をお迎えしやすい交通環境《来訪者/広域》

ライフスタイルの変化を受け、モビリティに変化がみられる中では、道路整備だけでなく交通結節点やモビリティを含めたトータルマネジメントが求められます。中でも、交通拠点となるエリアづくりは利便性、アクセシビリティの確保の面からも重要です。

この考え方のもと、交通結節点において交通モードの接続性を強化する整備と、交通ネットワークを強化する整備に取組み、来訪者をお迎えしやすい交通環境づくりを進めます。また、整備した交通結節点や交通ネットワークを有効に活用していくため、ICT 技術を活用して利便性を向上させる取組を合わせて進めていきます。

方針１ 交通モードの接続機能を強化します

キーワード： 交通モード、マルチモーダル、交通結節点(ノード)

①交通結節点（ノード）の機能を強化します

- 地域密着型バスタの整備

方針２ 交通ネットワークにおける接続性を向上させます

キーワード： 道路ネットワーク、円滑化、耐災害機能強化、多重性(リダンダンシー)

①既存施設を活用した接続性の向上を目指します

- スマートインターチェンジの整備

②交通ネットワークの強化によりリダンダンシーを確保します

- 都市計画道路の整備（国道 357 号延伸、3.3.9 追浜夏島線拡幅 など）
- 都市拠点や自然との交流拠点等での歩行者・自転車走行空間の構築 ★

方針３ 利便性向上に向けて交通分野の ICT 化を進めます

キーワード： 交通 DX、交通分野の ICT 化

①交通ネットワークの有効活用を図るため ICT 技術等を活用します

- 民間事業者等との連携による自動運転バスや MaaS の導入促進 ★
- 利便性向上のための分析等に活用可能なデータ整備 ★

交通政策Ⅲ：生活を支える交通環境《物流・サービス》

全国的な就業者の高齢化・担い手不足に伴う物流環境の変化や、ライフスタイルの変化に伴う通販市場の拡大等の変化を受け、それらに対応できる新たな交通政策が求められてきています。将来的に、福祉・医療のみならず広い分野において、店舗や事業所に利用者が赴きサービスを受けるのではなく、利用者のところに店舗や事業所が赴きサービスを展開する「サービスの移動」の普及も予想されます。

物流と日常生活のかかわりが強くなってきている中で、これらの物流環境の変化に対応していくため、需要の変化に対応する交通基盤整備の検討を進めるとともに、新たな物流形態を活かして地域課題を解決する取組の検討を進めていきます。

方針１ 変化に対応できる物流環境の整備を進めます（モノの移動・地域内物流）

キーワード：担い手不足、通販需要、宅配、荷捌き車両、車両の大型化、物流のデジタル化、ドローン物流

①歩行者、自転車、バス、乗用車と合わせて荷捌き車両の交通環境を整備します

- 狭隘な道路の多い商業地・住宅地での荷捌きのあり方検討 ★
- 荷捌き車両の大型化等の変化に対応できる交通基盤整備の検討 ★

②円滑に流れる物流を目指してドローンなどの新たな技術を活用します

- ドローン物流実用化に向けた検討 ★

方針２ 立地を活かした広域物流の効率化を進めます（モノの移動・広域物流）

キーワード：広域物流、モーダルシフト、ロジスティック、 物流ネットワーク

①横須賀港のポテンシャルを活かして物流事業を推進します

- 横須賀港の利活用促進
- 横須賀港新港地区第 2 突堤の埋立て

②広域物流に対応した骨格的な交通基盤を整えます

- 都市計画道路の整備（国道 357 号延伸、3.3.9 追浜夏島線拡幅 など）

方針３ サービスの移動により快適な日常生活を支えます（サービスの移動）

キーワード：買い物弱者、移動販売、移動診療、サービスの移動

①買い物の不便な地域を支える配達事業を維持します

- 買い物困難者のいる地域への配達・移動販売の継続に向けた働きかけ

②日常生活に必要な新たなサービス形態を支える交通基盤整備を検討します

- 移動販売車の停車場の確保
- 移動診療車の停車場の確保 ★

2－4　都市づくりのイメージ

目指す将来のまちの姿の実現のためには、様々な取組を組み合わせて実施する必要がある一方で、１つの取組が様々な課題を解決することがあります。「土地利用」「インフラ」「交通政策」の分野を越えて取組を実施することで、まちの課題を解決したり、魅力を活用していきます。

◆都市づくりのイメージ

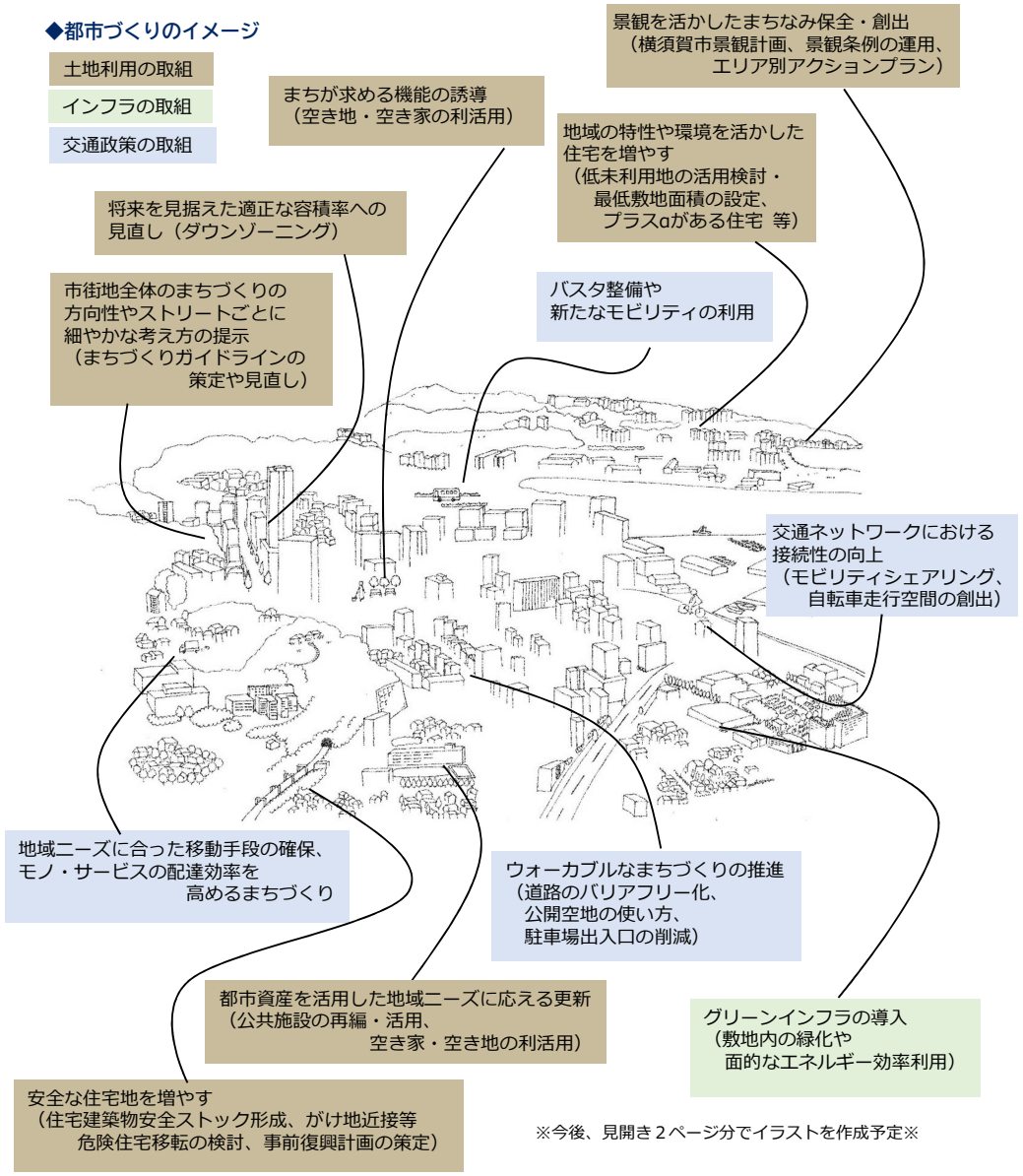

※今後、見開き２ページ分でイラストを作成予定※

第３章　アクションプラン

3－1　アクションプランとは

（１）これからのまちづくりに求められること

高度経済成長期や平成時代初期の右肩上がり時代と現在では、都市を取り巻く状況は大きく変わりました。人口減少、超高齢社会を迎え、さらに変動的で複雑化する社会において、気運を逃さず機動力を持たせながらまちづくりを進めることが求められます。

これからは、将来都市構造や都市づくりの方針をふまえ、行政のみならず市民や事業者の活動を含めたまちの動きに合わせて、まちの将来像や取組の方向性を共有しながらまちづくりを進めることが求められます。

（２）アクションプランとは

「アクションプラン」は、市民・事業者・市が目標とする都市空間を実現するための計画「まちづくりの羅針盤」です。アクションプランの作成により持続的なまちの更新を進め、課題解決や魅力活用を実現します。

◆アクションプラン作成のタイミング

アクションプランの作成により
まちの課題解決・魅力活用を実現します！

（３）アクションプラン作成のねらい

市民、市民団体、地域で活動する事業者、市役所内部からの要望を受け、アクションを起こそうとしている人たち発意により市がプランを作成します。

関係者みんなでまちの将来像を共有しながら、取組を実行することを目的としています。

まちの将来像実現のためにやるべきことを可視化し、計画を使いながら見直すことで、実現性を高めることをねらいとしています。

◆アクションプランのねらい

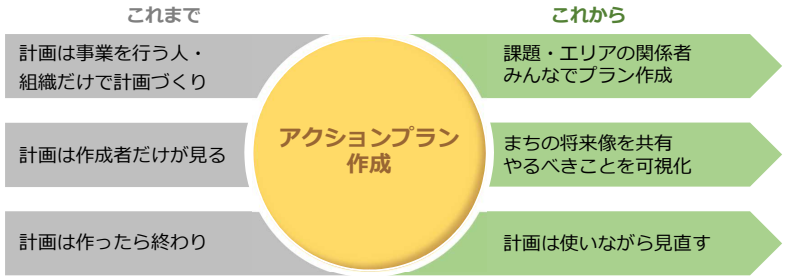

（４）アクションプランの役割

まちづくりを進める中で都市計画の決定や変更が必要となる場合は、市全体を俯瞰した上で都市計画の決定・変更の必要性や妥当性などを客観的に説明する必要があります。

アクションプランは、都市計画審議会の承認を受けることで本計画の一部とし、都市計画決定・変更の必要性や妥当性を客観的に説明するツールとして活用します。

◆アクションプランが都市計画マスタープランの一部になるまで

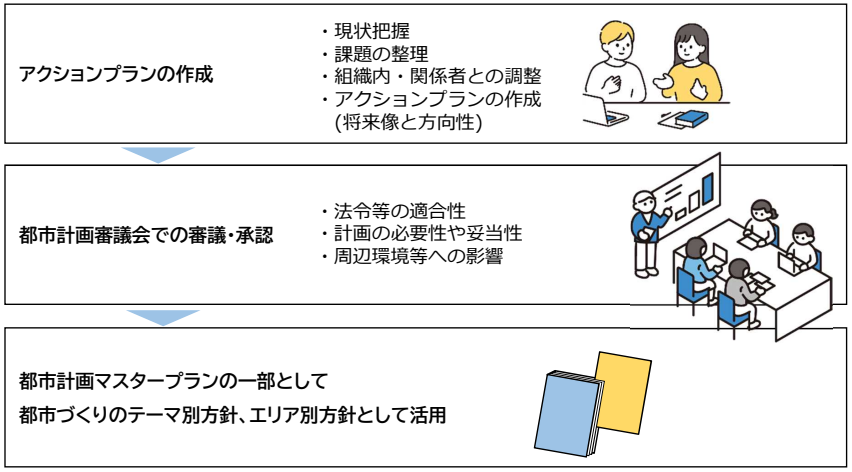

3−2　アクションプランの内容

（１）アクションプランの内容

アクションプランには、「アクションプランの必要性」「まちが目指す姿とまちづくりの方向性」「具体的な取組」について記載します。

既存の基準やルールに支障がある場合や、土地や建物など対象となるまちの資源に関する課題の解決や魅力の展開を目指す場合は、テーマ型のアクションプランを作成します。

町内会・自治会や事業区域など一定のエリアで持っている課題の解決や魅力の展開を目指す場合は、エリア型のアクションプランを作成します。

◆アクションプランに記載する内容例

1．アクションプランの必要性

①作成の目的
②計画の期間
③まちの現状（概況、土地利用、交通網、施設配置、災害ハザード情報、都市計画情報、地域の資源 など）
④まちを取り巻く現状（関連法令・ガイドライン、既往調査結果、住民や関係者への説明・ヒアリング結果 など）
⑤課題（文章、図面で整理）

2．まちが目指す姿とまちづくりの方向性

①まちが目指す姿など基本的な考え方（文章、図面、パース図で作成）
②まちづくりの方向性

3．具体的な取組

①具体的な取組（実施時期、実施主体、実施体制、内容）

（２）アクションプランの作成手順

アクションプランは、大きく現状把握→課題整理→目標・方向性の作成→具体的な取組の企画→必要に応じたプランの見直しの流れで作成します。

取組実施後に評価を行い、必要に応じてプランの修正を行う点がアクションプランのポイントです。

◆アクションプラン活用イメージと作成手順

	テーマ型のアクションプラン	エリア型のアクションプラン
まちづくりの悩み	●基準やルールの見直し・新設 ●まちでよく見かける課題や地区横断的な社会的課題の解決 など	●エリア全体での活性化に向けた検討 ●エリアの課題解決や地域資源の活用 ●エリア内の事業間調整 ●エリア単位のまちづくり方針の作成 など
活用イメージ	●基本的基準の変更（用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の基本方針及び指定基準 等） ●地域地区の見直し方針（風致地区の見直し方針、建ぺい率、容積率、高さ制限等の見直し 等） ●都市施設の見直し方針（都市計画道路の見直し方針、都市計画公園・緑地の見直し方針 等） ●空き地、空き家の活用方針 ●建築基準法 48 条ただし書許可の基本的考え方 など	●エリアビジョン（横須賀市西地区海岸周辺における土地利用活性化ビジョン 等） など

作成手順

1. 背景と目的

・多くの人・組織が関わる中で「なぜこんなことをやっているのか」、「この基準・ルールはなぜ作られたのか」を振り返られるように、プラン作成の背景・目的を整理します。

2. 対象の決定

・対象が曖昧なままプランを作成してしまうと検討が進みづらく、わかりにくいプランになりがちです。効果あるプラントなるよう対象を決定します。

3. 現状把握

・課題と方向性を導き出すために現状把握を行います。

【テーマ型での作業内容例】
・関連法令、ガイドラインの把握、先進事例の整理
・都市計画基礎調査など既往調査データの活用
・対象とする場所・モノや関連施設・サービスの概要整理（表、図面を使用）
・住民や関係者への説明やアンケート・ヒアリング調査の実施
など

【エリア型での作業内容例】
・概況(地形、人口構成・推移 等)
・土地利用(土地利用現況、建物現況 等)
・交通網（鉄道、バス 等）
・施設配置（学校、病院、商店 等）
・災害ハザード情報
・都市計画情報
・地域資源
など

4. 課題整理

・現状把握を踏まえ、図上に情報整理しながらまちの課題を整理します。
・課題の整理を行う中で、必要に応じて関係者と意識をすり合わせます。

5. 目標・方向性

・まちが目指す姿（目標）を想い描き、基本的な考え方やプラン作成の方向性を示します。
・この時、「多様性」「快適性」「安全性」が確保されているか確認します。

6. 具体的取組

・まちづくりの方向性に従い、具体的な取組を企画し、実施していきます。
・取組実施後、評価を行い必要に応じてプランを見直します。